

# 平成29年度予算がまとまりました 医療費増や過重な納付金負担によって、 赤字を見込む予算編成に

2月24日に開催された当健保組合において、  
平成29年度の予算が可決・承認されましたので、お知らせします。

## 平成29年度収入支出予算概要表

### 健康保険

#### 収入

| 科目           | 予算額（百万円） |
|--------------|----------|
| 保険料          | 11,369   |
| 国庫補助金収入・雑収入等 | 13       |
| 経常収入合計       | 11,382   |
| 調整保険料収入      | 213      |
| 繰入金          | 1,000    |
| 財政調整事業交付金    | 100      |
| 合計           | 12,695   |

経常収支差引額 ▲5億1,300万円

#### 支出

| 科目         | 予算額（百万円） |
|------------|----------|
| 事務費        | 106      |
| 保険給付費      | 5,797    |
| 納付金        | 5,559    |
| 保健事業費      | 425      |
| 還付金・連合会費・他 | 9        |
| 経常支出合計     | 11,896   |
| 財政調整事業拠出金  | 213      |
| 予備費        | 587      |
| 合計         | 12,695   |

### 介護保険

#### 収入

| 科目     | 予算額（百万円） |
|--------|----------|
| 介護保険収入 | 1,153    |
| 繰越金・他  | 314      |
| 合計     | 1,467    |

#### 支出

| 科目       | 予算額（百万円） |
|----------|----------|
| 介護納付金    | 1,320    |
| 介護保険料還付金 | 1        |
| 積立金・他    | 147      |
| 合計       | 1,467    |

※四捨五入のため、一部合計の合わない箇所があります。

## 高齢者への支援によって さらに増える健保組合の負担

平成20年度より導入された高齢者医療制度への納付金によって、健保組合の財政は逼迫し、全国の多くの健保組合では、保険料率引き上げの実施や保健事業の見直しを迫られるなど運営の危機に瀕しています。さらに平成29年度は、後期高齢者支援金の全面総報酬割（報酬額に応じて金額が決めるしくみ）が実施されるなど、健保組合における負担はさらに増加し、一段と厳しさが増していくものと予想されます。

こうしたなか、当健保組合では平成29年度の予算編成を行いました。健康保険料率を前年度と同じ7.5%とし、予算総額126億9,500万円を計上しましたが、経常収入は113億8,200万円、経常支出は118億9,600万円となり、差引額5億1,300万円の赤字を見込むことになりました。

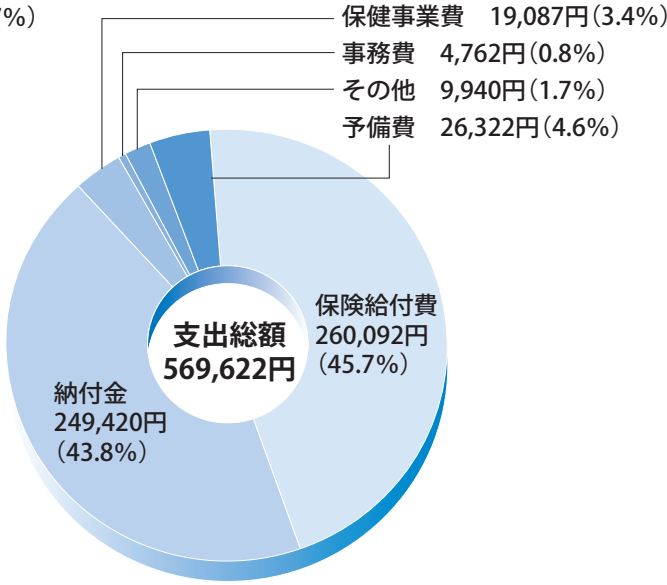
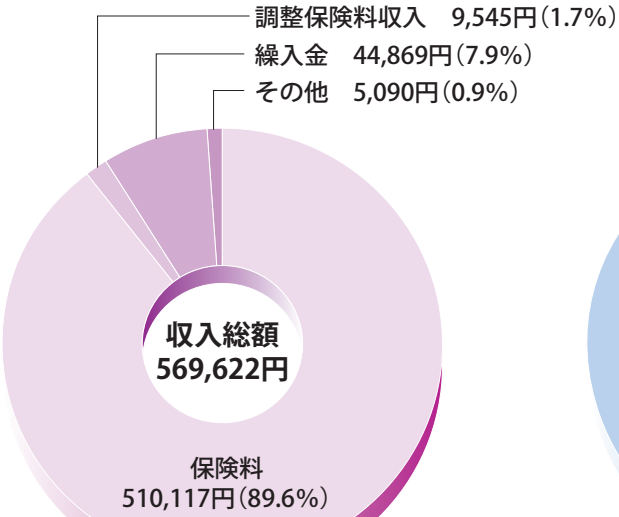
## 厳しい状況ながらも みなさんの健康づくりを支援

収入では、三井住友トラストクラブ（株）の編入による被保険者数の増加により、保険料を前年度比2億円増加の113億6,900万円と見込んでいます。しかし、保険料だけでは支出を十分にまかなえないことや、急な医療費支出に備えるため、別途積立金より10億円を繰り入れることにしています。

支出においては、みなさんの病気やけが、出産などの各種給付金として保険給付費を加入者の増加を含め57億9,700万円と見込み、前年度比3億1,700万円の増加です。高齢者医療制度への納付金は、前年度より1億5,900万円減少し55億5,900万円となりましたが、保険料収入の約5割を占めており、内訳では前期高齢者納付金が概算納付分との調整で5億9,900万円減少、後期高齢者支援金は総報酬割実施により4億6,100万円増加と財政運営の不安定要因となっています。みなさんの健康づくりに使われる保健事業費は、同比5,100万円増加の4億2,500万円とし、3年目をむかえるデータヘルス計画のさらなる推進のため、健診費用への補助や、新規事業としてウェブでの健康情報の提供などを行ってまいります。

## 平成29年度予算を1人当たりでみると…

（ ）は収支の割合



介護保険については、前年度と同じ介護保険料率1.15%で予算編成を行いました。健保組合が国に納めることとされている介護納付金については、現在、健保組合の加入者数によって介護納付金額が決まるしくみ（加入者割）となっていますが、平成29年8月から段階的に総報酬割に移行\*します。当健保組合においては、平成30年度には増加する介護納付金を介護保険料収入により賄うために介護保険料率の見直しをする予定です。  
\*平成29年8月に介護納付金額の1/2が総報酬割に、平成31年には3/4、平成32年には全面総報酬割となる予定です。

## 当健保組合の現況

平成29年2月末現在

|            |                                     |
|------------|-------------------------------------|
| ●事業所数      | 26社                                 |
| ●被保険者数     | 男 10,708人<br>女 10,824人<br>計 21,532人 |
| ●被扶養者数     | 計 16,408人                           |
| ●保険料率      |                                     |
| 健康保険 7.5%  | 事業主 4.8%<br>被保険者 2.7%               |
| 介護保険 1.15% | 事業主 0.575%<br>被保険者 0.575%           |

## 被扶養者の資格喪失手続きを忘れずに

被扶養者の生計関係、収入増減、健康保険加入状況にご注意いただき、被扶養者資格を満たさなくなった場合、速やかに資格喪失手続きを行ってください。手続きが遅れますと、資格喪失後に誤って使用された場合の医療費をご返還いただくなどの手続きが必要になります。

## こんな場合は資格喪失の手続きが必要です

- ・被扶養者が就職し、就職先の健保組合等の健康保険に加入したとき
- ・被扶養者の今後の年間収入（パート、年金の他、すべての収入）が年間130万円（60歳以上または障がい者は180万円）以上見込まれるとき
- ・別居している被扶養者への仕送りをやめたとき（生計維持関係の解消）など

上記に該当する場合は、被保険者は速やかに事業所健保窓口を通じて、当健保組合への届出書の提出と健康保険証の返却をお願いします。

## 組合会議員

任期：平成30年4月16日

（平成29年2月28日現在）（敬称略）

### 選定議員

### 互選議員

|  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

氏名等はお配りした「Sawayaka」をご覧ください。